

慶應義塾団体総合生活保険のご案内

傷害補償

【ご注意】「日常生活全般プラン」と「交通事故等限定プラン」はどちらか一方のみのご加入となります。両プランに重複してご加入はできませんのでご注意ください。

日常生活全般プラン

日本国内外を問わず、「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。
※ご病気は対象になりません。



ジョギング中のケガ

死亡・後遺障害

ケガで**死亡**されたり**後遺障害**が生じたときに、保険金をお支払いします。

入院・手術

ケガで**入院***1や**手術***2をしたときに、保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院

ケガで**通院**したときに、保険金をお支払いします。

※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。
※1事故について90日を限度とします。



階段から転んでケガ

※ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等、特に危険な運動中のケガは、補償の対象になりません。
※ご家族の方でその職業が職種別B(「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」)の方を被保険者あるいは被保険者本人とする場合には、事前に取扱代理店にご連絡ください。

交通事故等限定プラン

日本国内外を問わず、交通事故等*1によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

*1 交通事故等の定義については、後記「補償の概要等」をご確認ください。



交通事故によるケガ

〔交通事故傷害危険のみ補償特約セット〕

個人賠償責任 (免責金額(自己負担額) 0円)

日本国内外を問わず、日常生活での偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったため、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

! 日常生活全般プランの全てのタイプにセットされており、個人賠償責任のみのご加入はできません。



自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた

示談交渉付き

携行品損害 (免責金額(自己負担額) 5,000円)

日本国内外を問わず、保険の対象となる方が所有する自宅外で携行している家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品等は、補償の対象となりません。

! 日常生活全般プランの全てのタイプにセットされており、携行品損害のみのご加入はできません。



電車の中で財布を盗まれた

受託品賠償責任 (免責金額(自己負担額) 5,000円)

日本国内で他人から借りた物や預かった物を日本国内外で損壊したり、盗まれたため、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※受託品賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。
※自転車、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券、商品・製品等は、補償の対象となりません。

! 日常生活全般プランの全てのタイプにセットされており、受託品賠償責任のみのご加入はできません。



他人から借りたカメラを誤って落として壊した

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

団体総合生活保険6つの特徴

① 万一のケガから賠償事故まで幅広く補償

自らのケガだけでなく、加害事故を起こした場合や、外出先で携行している身の回り品、他人から借りたものの損壊等、幅広く補償します。

② 示談交渉サービス付の個人賠償責任保険をご用意

自転車運転中に誤って歩行者をケガさせてしまった場合等、日本国内での賠償事故*に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
※訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。

③ 個人コース、夫婦コース、家族コースをご用意

(傷害補償、携行品)

個人コース、夫婦コース、家族コースをご用意し、無駄のない保険手配が可能です。ご加入プランの選び方と、被保険者の範囲については3ページをご確認ください。

④ 団体割引25%が適用されます

慶應義塾を契約者とする団体契約のため、団体割引**25%**が適用されます。

⑤ 保険料の払込みは給与からの天引き

保険料の払込みは毎月の給与からの引き取りとなりますので、保険料のお支払い漏れの心配はございません。

⑥ 更新の場合にご加入手続きが不要

既にご加入のおお客様につきましては、特段のご加入手続きは不要です。手続き漏れによる保険の未更新の心配はございません。

◆ 加入依頼者となれる方、被保険者(保険の対象となる方)本人となれる方の範囲

加入依頼者となれる方は慶應義塾専任教職員に限ります。この制度では被保険者(保険の対象となる方)本人となれる方の範囲は、慶應義塾専任教職員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟および教職員本人と同居している親族)です。また、傷害補償(日常生活全般プラン)家族コース・夫婦コースの被保険者本人については、慶應義塾専任教職員およびその配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟のみとなります。

◆ 保険期間

2019年8月15日午後4時より2020年8月15日午後4時まで1年間

◆ 申込締切日

2019年6月28日(金)

※年1回の募集となりますので、締切日までにお申込みしていただきますようお願いいたします。保険期間の途中での加入は受け付けておりませんのでご了承ください。

◆ 保険料払込方法

毎月の給与より引き去ります(10月給与より引き去り開始)。

ご加入内容に関する大切なお知らせ ※現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

現在ご加入の方につきましては、申込締切日までに、ご加入の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度のパンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただいた方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。※その他ご不明な点等がございましたら、代理店慶應義塾学術事業会までご連絡ください。

ご加入内容をご確認ください

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、変更がある場合は、代理店慶應義塾学術事業会までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

この保険は、学校法人慶應義塾を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は原則として学校法人慶應義塾が有します。

慶應義塾団体総合生活保険 お問い合わせ先	
取扱代理店	株式会社慶應学術事業会 〒108-8345 東京都港区三田2丁目15番45号 慶應義塾大学気付 TEL 03-3453-3846 (義塾内線) 22486 FAX 03-3457-9633
引受幹事保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 担当部署:公務第二部 文教公務室 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 TEL 03-3515-4133 FAX 03-3515-4132

この保険は東京海上日動火災保険株式会社を幹事とした共同保険契約です。

慶應義塾団体総合生活保険プラン表

保険金額・保険料表【保険期間：1年間、団体割引：25%】

傷害補償	日常生活全般プラン									交通事故等限定プラン(*4)	
	個人コース			夫婦コース			家族コース			個人コース	
	充実タイプ	基本タイプ	ライトタイプ	充実タイプ	基本タイプ	ライトタイプ	充実タイプ	基本タイプ	ライトタイプ	KK52	
タイプ名	KA02	KB02	KC02	CD02	CE02	CF02	FG02	FH02	FJ02		
保険料(月払)	3,200円	2,270円	1,320円	4,940円	3,150円	2,200円	8,620円	5,020円	4,070円	470円	
本人	死亡・後遺障害保険金額	1,500万円	1,000万円	500万円	1,500万円	1,000万円	500万円	1,500万円	1,000万円	500万円	859万円
	入院保険金日額 *1	9,000円	6,000円	3,000円	9,000円	6,000円	3,000円	9,000円	6,000円	3,000円	3,000円
	通院保険金日額	4,500円	3,000円	1,500円	4,500円	3,000円	1,500円	4,500円	3,000円	1,500円	1,500円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額	—	—	—	1,000万円	500万円	500万円	1,000万円	500万円	500万円	—
	入院保険金日額 *1	—	—	—	6,000円	3,000円	3,000円	6,000円	3,000円	3,000円	—
	通院保険金日額	—	—	—	3,000円	1,500円	1,500円	3,000円	1,500円	1,500円	—
ご親族	死亡・後遺障害保険金額	—	—	—	—	—	—	1,000万円	500万円	500万円	—
	入院保険金日額 *1	—	—	—	—	—	—	6,000円	3,000円	3,000円	—
	通院保険金日額	—	—	—	—	—	—	3,000円	1,500円	1,500円	—
示談交渉サービス付 個人賠償責任	国内・国外最高1億円 免責金額(自己負担額)0円			国内・国外最高1億円 免責金額(自己負担額)0円			国内・国外最高1億円 免責金額(自己負担額)0円				
携行品損害	30万円 免責金額(自己負担額5,000円)			30万円 免責金額(自己負担額5,000円)			30万円 免責金額(自己負担額5,000円)				
受託品賠償責任	30万円 免責金額(自己負担額5,000円)			30万円 免責金額(自己負担額5,000円)			30万円 免責金額(自己負担額5,000円)				

【ご注意】
「日常生活全般プラン」と「交通事故等限定プラン」はどちらか一方のみのご加入となります。両プランに重複してご加入はできませんのでご注意ください。

被保険者(保険の対象となる方の範囲)	ご本人	配偶者	その他のご親族(*2)
個人コース	●	×	×
夫婦コース	●	●	×
家族コース	●	●	●
個人賠償責任・受託品賠償責任(*3)	●	●	●

※ご本人とは、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
1回の入院について180日を限度とします。
手術の種類によっては回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。

*2 ご本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚のお子様をいいます。(上記の続柄は傷害、損害の原因となった事故発生の際にのみをいいます。)

*3 ご選択のコースにかかわらず、ご本人、配偶者、ご本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚のお子様を対象となります。

*4 交通事故等限定プランは5口までご加入できます。

※傷害補償(日常生活全般プラン)の保険料は保険の対象となる方ご本人の職種別によって異なります。上記保険料は職種別A(事務従事者、学生、家事従事者等、職種別B以外)の方を対象としたものです。職種別B(自動車運転者、建設業者、農林業従事者、漁業従事者、採鉱・採石従事者、木・竹・草・つる製品製造業者)の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。なお、夫婦コース、家族コースの場合、保険の対象となる方ご本人が職種別Bに該当するときは、他の方を保険の対象となる方ご本人とすることにより、保険料が安くなる場合がありますので、詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

※配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、
a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたって継続する意思をいいます。)、
b. 同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること。

※親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

※賠償責任に関する補償において、ご本人が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方を含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限りません。)

事故例


例えば、こんな場合に補償されます!

下記のお受け取り例は、弊社にて架空の事例を基に作成した事故例であります。

家族コース(充実タイプ)
FG02タイプ **8,620円**
(傷害補償+個人賠償責任+携行品損害+受託品賠償責任)

●4人以上なので家族コースだね。

妻Bさん(35歳)・子Cさん(12歳)・子Dさん(6歳)
Aさん(学校職員)(35歳・男性)の場合



Aさんの事故例

傷害

Cさんが部活動中、転倒し、左腕・右足骨折(通院50日)



(例)

通院保険金：通院日額3,000円×通院日数50日=150,000円
お支払保険金 150,000円

Aさんが通勤中、階段を転げ落ちて、左足骨折(入院10日、通院15日)



お支払保険金

入院10日×9,000円=90,000円
通院15日×4,500円=67,500円 } 合計157,500円

賠償責任

Bさんが買物に行くために自転車走行中、停車中の車に接触。修理代を請求される。



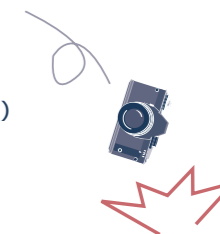
お支払保険金
(例) 損害賠償金

189,000円-0円(免責金額(自己負担額))=189,000円

※上記賠償事故は、相手側に過失がない場合の算出方法です。
※賠償金額の決定については、事前に引受保険会社の承認が必要です。

携行品

Cさんが修学旅行中、デジカメを落として破損。(時価額：50,000円)



お支払保険金
(例)

30,000円(修理代)-5,000円(免責金額(自己負担額))=25,000円

お問い合わせ先 は20ページ、加入依頼書記入例 は23ページをご覧ください。

加入依頼書記入例(新規加入)

◆下記の記入例をご参照のうえ、同封の加入依頼書に必要事項をご記入ください。

個人コースご加入の場合

個人コースご加入希望で被保険者が複数になる場合は、被保険者ごとに加入依頼書をご提出いただく必要があります。加入依頼書をお送り致しますので、人事部もしくは、取扱代理店慶應義塾学術事業までお問い合わせください。

カタカナで部署名・6桁の教職員番号をご記入ください。

必ずご記入願います。

ご住所・電話番号・ご加入者名・生年月日をご記入ください。性別に○をしてください。※保険料を給与天引致しますので、学校法人慶應義塾の教職員の皆様は加入依頼者となります。ご注意ください。

ご希望のご加入タイプ(口数募集の場合は口数)をご記入ください。

補償の対象となる方についてご記入ください。保険の対象となる方が加入者と同じ場合は、「加入者と同じ」に○をつけてください。

●個人コースご加入希望の場合
※学校法人慶應義塾の教職員の皆様およびそのご家族(配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟、および教職員の皆様と同居されている親族の方)のなかから記名してください。
被保険者は記名された方のみとなります。
生年月日・性別・加入者からみた続柄をご記入ください。

カタカナで部署名・6桁の教職員番号をご記入ください。

フルネームで自署をお願い致します。

一回分保険料をご記入ください。

ご記入不要

夫婦コース・家族コースご加入の場合

必ずご記入願います。

ご住所・電話番号・ご加入者名・生年月日をご記入ください。性別に○をしてください。※保険料を給与天引致しますので、学校法人慶應義塾の教職員の皆様は加入依頼者となります。ご注意ください。

ご希望のご加入タイプ(口数募集の場合は口数)をご記入ください。

補償の対象となる方についてご記入ください。保険の対象となる方が加入者と同じ場合は、「加入者と同じ」に○をつけてください。

●夫婦コース・家族コースご加入希望の場合
※学校法人慶應義塾の教職員の皆様およびそのご家族(配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟)のなかから記名してください。
被保険者は記名された方のほか、次のとおりとなります。
①記名された方の配偶者
②記名された方または配偶者の同居の親族
③記名された方または配偶者の別居の未婚のお子様(②③については家族コースのみ)

カタカナで部署名・6桁の教職員番号をご記入ください。

フルネームで自署をお願い致します。

一回分保険料をご記入ください。

ご記入不要

サービスののご案内

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

●メディカルアシスト

24時間365日受付*1
0120-708-110
(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

自動セット

※電話にて各種医療に関する相談に応じます。また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)、とご親族(以下「サービス提供対象者」といいます。)からの直接の相談に限り、(親族・配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

緊急医療相談
常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内
夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

がん専用相談窓口
がんに関する様々なお悩み、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配
転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
*2 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。

●介護アシスト

受付時間(電話介護相談、各種サービス優待紹介):9:00~17:00
(土日祝日・年末年始を除く)
0120-428-834 (携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

自動セット

介護に関する相談に電話でお応えします。また、高齢者の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。※サービス提供対象者からの直接の相談に限り、(親族・配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

インターネット介護情報サービス
ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>

●ご注意ください (各サービス共通)

- 保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限り、一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシスト、デイリーサポート、介護アシストのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。
- メディカルアシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- 「サービスの案内」における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

●デイリーサポート

受付時間
いずれも土日祝日、年末年始を除く
0120-285-110
(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や書式のインフォメーション等、役立つ情報を提供します。※サービス提供対象者からの直接の相談に限り、(親族・配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

生活支援サービス
●法律・税務相談*1
●社会保険に関する相談*2
●暮らしの情報提供
*1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回数を制限する場合があります。
*2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回数を制限する場合があります。

介護関連サービス
●電話介護相談(介護保険制度やケアプランについてのご相談等、介護全般に関するご相談)
●インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」
ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>

●電話介護相談

- 福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関する相談に電話でお応えします。
●認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。
- 各種サービス優待紹介***
「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢者の生活を支える各種サービスを、優待条件でご紹介します。
*1 サービスのご利用にかかる費用はお客様のご負担となります。お住まいの地域ややむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

団体総合生活保険

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

傷害補償

- 「急激かつ偶然な外来の事故」(「交通事故傷害危険のみ補償特約」がセットされている場合は「交通事故等*1」)により、保険の対象となる方がケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。
- *1 交通事故等とは以下のものをいいます。●運行中の交通乗用具*3との衝突、接触等の交通事故 ●運行中の交通乗用具*3に搭乗している間の事故 ●乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの駅構内における事故 ●作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ●交通乗用具*3の火災による事故
- *2 ケガとは、有毒ガスまたは有害物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性急性中毒およびウイルス性急性中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
- *3 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等を含みます(身体障害者用の車いすも含みます)。保険金お支払いの対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)、はその影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)
	後遺障害	・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心身喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって生じたケガ ・むちうち症や腰痛等、医学的他覚所見のないもの 等
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	<「交通事故傷害危険のみ補償特約」がセットされていない場合のみ> ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー・搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じたケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって生じたケガ 等
	手術保険金	<「交通事故傷害危険のみ補償特約」がセットされている場合のみ> ・ライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって生じたケガ ・職務として荷物等の積み込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ 等
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをい、頸(けい)椎固定用シーネ、頸(けい)椎カラー、頸(けい)部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものを除きます。	

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- 契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
医療補償	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4 その他ご加入に関するご注意事項

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことからが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、団体窓口をご確認ください。

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただいたためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

保険金をお支払いする主な場合

保険金額、免責金額（自己負担額）

保険期間

保険料・保険料払込方法

保険の対象となる方
- 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入いただく補償に応じてご確認ください事項】

傷害補償

加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？

※各区分（AまたはB）に該当する職業例は右記のとおりです。

5 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちに（医療補償等については30日以内に）パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●賠償責任に関する補償は、約款にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- 弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
- 弊社の定める就業不能状況記入書
- 弊社の定める就業障害状況報告書
- 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- 高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- 附加給付の支給額が確認できる書類
- 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 所得を証明する書類

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

*1 法律上の配偶者に限ります。

●保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。

●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

- 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番（事故受付センター）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等は、パンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（http://www.sonpo.or.jp/）





IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページをご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。


インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内 <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>


東京海上日動安心 110 番（事故受付センター）

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心 110 番」へ

受付時間：24 時間 365 日 事故は 119 番・110 番



0120 - 119 - 110



東京海上日動火災保険株式会社

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただいたためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

職種級別Aに該当する方：「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方

職種級別Bに該当する方：「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上、6職種）

※交通事故傷害危険のみ補償特約をセットしている場合には、確認不要です。

加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

 - 【健康状態告知が必要な場合のみ】ご確認ください。

保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？

【すべての補償に共通してご確認ください事項】

加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3.重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に關するご注意*1」についてご確認ください。

*1例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。